

資料2-1

## 市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 尼崎市障害福祉計画(第7期)の策定について  
(副題)

局課名： 健康福祉局 法人指導・障害福祉担当(部)障害福祉政策担当(課)

施策の目的	障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標や活動指標のほか、それら確保に向けた方策等を定めることにより、本市における障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにする。
現状・背景	<p>○「尼崎市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項と児童福祉法第33条の20第1項に基づき、本市の障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保を図るために策定している法定計画です。なお、現行の第6期計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画としています。</p> <p>○現行計画の期間が令和5年度末をもって終了することから、「尼崎市障害福祉計画(第7期:令和6年度から令和8年度までの3か年)」を策定します。</p> <p>○本計画の進捗管理や評価にあたっては、PDCAサイクルの手法を用いた「評価・管理シート」を作成し、本市の社会保障審議会障害者福祉等専門分科会(以下「専門分科会」という。)を始めとした各種会議体において協議を行っています。</p> <p>※本市では令和3年3月に「尼崎市障害者計画(第4期)」と「尼崎市障害福祉計画(第6期)」を一体的に策定しています。なお、「尼崎市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、本市の障害者施策全般について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定している法定計画で、現行の第4期計画は、令和3年度から令和8年度までの6か年計画としています。</p>
課題	<p>○障害福祉計画の根拠法である障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、令和6年度から施行されます。そのため、本市計画の策定にあたっては、これら法律の改正内容や現在、国の社会保障審議会(障害者部会)において見直しが行われている「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」(以下「基本指針」という。)等を踏まえて検討していく必要があります。</p> <p>○現行計画の進捗状況や評価を考慮しつつ、本市の障害者施策の方向性や具体的な取組等について協議していくため、障害当事者等のニーズを把握する必要があります。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<p>○市内の障害者手帳所持者等へのアンケート調査を実施し、生活実態やサービスの利用状況、支援ニーズ等の把握に取り組みます。</p> <p>○本市の専門分科会や自立支援協議会、手話言語条例施策推進協議会等において協議を行い、幅広い意見を取り入れて検討していきます。</p>
意見を聴取するポイント	<p>○次期計画の策定にあたっては、国の基本指針に新たに盛り込まれる事項について検討を進めていくこととしています。</p> <p>○次に掲げる事項も含め、現行計画に掲げる成果目標や各サービスの状況等について幅広くご意見を伺います。なお、現行計画については市ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。</p> <p><b>【次期基本指針に盛り込まれる主な事項】</b></p> <p>①障害児の健全な発達と地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進に向けた「児童発達支援センター」を中核機関とする重層的な地域支援体制の構築</p> <p>②(自立支援)協議会での個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた支援体制の整備取組の活性化</p> <p>③強度行動障害等を有する障害者等の支援ニーズの把握と地域の関係機関との連携による支援体制の整備</p> <p>④基幹相談支援センターを含む「地域生活支援拠点」の機能充実とそれぞれの支援機関の役割を踏まえた効果的な連携</p> <p>⑤就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)の創設 など</p>
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	令和5年6月頃に、市内の障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査を行う予定としています。
お問い合わせ先	健康福祉局法人指導・障害福祉担当(部)障害福祉政策担当(課) 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館2F 電話番号(TEL)： 06-6489-6577 ファックス(FAX)： 06-6489-6351 メールアドレス(Eメール)： ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp